

事業者の皆様へ

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会  
東京支部

## 職場の受動喫煙防止対策に係る無料説明会のお知らせ

(厚生労働省委託事業)

労働安全衛生法が改正され、  
職場の受動喫煙防止対策が事業者の努力義務となりました

平成26年6月25日に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成26年法律第82号)が公布され、平成27年6月「労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じた措置」が事業者の努力義務となりました。今後は、各々の事業場の実態把握とその結果に基づき実行可能な措置のうち最も効果的な措置を講ずるよう努力することが求められてきます。

これに合わせて、厚生労働省では、受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。

このたび、その一環として労働安全衛生法の一部を改正する法律の内容を含む「職場の受動喫煙防止対策」について、事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の理解を図るとともに、その進め方を提案するための「説明会」を下記により開催することとしましたので、ふるって御参加いただきますようご案内申し上げます。

なお、本説明会は厚生労働省から業務委託を受けた(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会が東京労働局の全面的な協力を得て、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部が実施します。

参加申し込みは平成29年10月31日(火)までに(別紙)受動喫煙防止対策説明会申込兼受付書により日本労働安全衛生コンサルタント会 東京支部事務局宛にお願いします。

### 記

1. 説明会開催日：平成29年11月13日(月) 13:30から16:00  
受付13:00～
2. 説明会会場：仏教伝道センタービル 8階「和」(裏面別紙地図参照)  
〒108-0014 東京都港区芝4丁目3-14 TEL:(03) 3455-5851
3. 対象：事業場の経営者、人事・労務・総務・安全衛生担当者など(先着100名様)
4. 説明会の参加費：無料です。(テキスト等も無料)
5. 説明会の内容
  - ① 受動喫煙による健康への有害性
  - ② 職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備等
  - ③ 職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、支援制度の取組  
(厚生労働省の支援制度(助成金制度を含む)、安衛法改正の内容含む。  
東京労働局健康課ご担当官)
  - ④ 受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介
  - ⑤ 質疑応答
6. 申込要領：裏面の申込書に必要事項を記入し、fax またはメールでお送りください。
7. 申込期限：平成29年10月31日(火)  
申込先 (一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部  
TEL : 03-3453-7393 FAX : 03-3453-7505  
E-mail : jashcont@basil.ocn.ne.jp

以上

(裏面別紙申込書あり)

(別紙)

FAX 番号 03-3453-7505  
(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部

(主催者使用欄) 受付番号 \_\_\_\_\_

## 職場の受動喫煙防止対策無料説明会申込書

参加者登録情報

フリガナ お名前			
フリガナ 所属会社			役職
住 所			
TEL		FAX	

説明会参加申込による個人情報、本説明会の運営のためにのみ使用します。

申込締切り 平成29年10月31日(火) 先着100名  
(申込を受付した場合は連絡いたしません)

1. 説明会開催日時：平成29年11月13日(月) 13時30分~16時30分
2. 説明会会場：仏教伝道センタービル 8階「和」

〒108-0014 東京都港区芝4丁目3-14 TEL (03)3455-5581

アクセス：JR 田町駅 三田口(西口)より 徒歩 8分

都営地下鉄三田線、都営地下鉄浅草線 三田駅 A9番出口より 徒歩2分



3. 申込方法 以下宛に FAX、E-mail にて申し込みをお願いします

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 東京支部

住所：〒108-0023 港区芝浦2-2-15-301 キョウエイハイツ田町

FAX：03-3453-7505

E-mail：jashcont@basil.ocn.ne.jp

以上